

〔研究ノート〕

各国憲法概要 (1)

西 修

凡 例

(1) 本稿は、各国憲法について、その概要を摘記するものである。1か国につき、見開き2頁とし、①略史、②過去の憲法、③現行憲法の成立経緯、④現行憲法の概要の順で叙述する。

(2) とりあげる国は、人口1000万人以上であることを基本とし、①アジア州、②大洋州、③北アメリカ州、④南アメリカ州、⑤ヨーロッパ州、および⑥アフリカ州に分け、アルファベット順に記述する。

(3) 国名、英語による名称、面積(1000km²)、人口(100万人)、独立年月、国内総生産(GDP、100万米ドル)、一人当たりGDP(米ドル)は、おもに外務省編集協力『世界の国一覧表 2005年版』(世界の動き社)によった。

(4) 各国との比較を試みるうえで、同書の日本国(Japan)によるデータは、以下のものである。面積(378)、人口(127.8)、独立年月(表示なし)、国内総生産(4,326,444)、一人当たりGDP(34,010)。

(5) 人間開発指数は、国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書 2004』によった。人間開発指数とは、一国の平均的達成度を以下の人間開発の3つの基本的な側面について測定したものである。

- ・ 出生時平均余命で測られる「長寿で健康な生活」
- ・ 成人識字率(3/2加重)と初・中・高等教育総就学率(1/3加重)によって測られる「知識」
- ・ 一人当たりGDP(PPP US\$)で測られる「人間らしい生活水準」

(以上、『人間開発報告書 2004』304頁による)。

ちなみに日本の人間開発指数は、0.998(9位)である。

アフガニスタン・イスラム共和国 (Islamic Republic of Afghanistan)

面積 652	国内総生産
人口 24.9	一人当たり GDP
独立年月 1919年8月	人間開発指数

1 略史 1919年8月、イギリスより王国として独立、73年7月、共和制へ移行した。78年以降、内戦状態が続き、96年9月、イスラム原理主義勢力タリバンが首都カブールを制圧、同勢力が01年9月11日に発生した米国同時多発テロの首謀者とされるウサマ・ビンラーディンとその配下のテロ組織、アルカイダを保護したことなどから、翌10月、米英軍によるタリバン攻撃がなされた。同年12月には米英軍に支援された北部同盟等がタリバン支配地域を奪還し、同月の和平プロセスに関するボン合意により、緊急ロヤ・ジェルガ（国民大會議、伝統的な諮問会議で1650人の代議員より組織）が開催され、カルザイ暫定行政権議長を大統領とする移行政権が誕生した。

2 過去の憲法 最初の憲法は1923年4月の『アフガニスタン基本法』で、1906年のイラン憲法を参考にした国王親政憲法であった。その後、31年10月の『アフガニスタン政治の基本原則』（王国憲法）、64年10月の『アフガニスタン王国憲法』と続いたが、73年7月に共和制へ移行、77年2月には『アフガニスタン共和国憲法』が制定された。

3 現行憲法の成立経緯 前記ボン合意にもとづき、まず02年10月5日に任命された憲法起草委員会（委員9人、うち2人は女性）が、他国なかなづくイスラム諸国憲法を参考にして、翌03年3月に草案を起草した。この草案を検討すべく、35人の法学者および宗教学者（うち女性7人）からなる憲法審査委員会が同年4月26日に設置された。同審査委員会は、翌々6月までのわずかのあいだに555回の公開の会合を開き、また484,450にのぼったといわれる公開質問を整理したりして、11月3日、憲法草案を発表した。03年12月15日、アフガニスタンの全土から集まった502人（うち女性は20%弱）によって組織された憲法制定ロヤ・ジェルガが、翌04年1月4日、満場一致で現行憲法（前文と12章160か条）

を採択、同月 26 日にカルザイ大統領により署名、公布された。

4 現行憲法の概要 現行憲法の最大の特徴は、イスラム色をきわめて明確に宣明したことである。いわく「全能の神を堅く信仰し、その正当な慈悲に頼り、かつ聖なるイスラム教を信じ」(前文)、「アフガニスタンは、イスラム共和国であり」(1条)、「アフガニスタン・イスラム共和国の宗教は、聖なるイスラム教である。」(2条)、「アフガニスタンでは、いかなる法律も、聖なるイスラム教の信条と規定に矛盾することができない。」(3条)など。また大統領の資格要件としてイスラム教徒であることや、大統領・大臣・最高裁判所裁判官の宣誓には、アラールの神への信奉が明記されている。もっとも、他の宗教は禁じられているわけではなく、「他の宗教の信奉者は、法律の規定の範囲内で、他の宗教を信じ、宗教的儀式をおこなうことは、自由である。」(2条)。

第二の特徴として、大統領の強力な権限があげられる。この大統領の権限をめぐって、憲法制定ロヤ・ジェルガにおいて強力な大統領制を主張するカルザイ派と独裁を警戒するグループとで意見の対立があったが、結局、カルザイ派の主張が通った。すなわち大統領は国家元首であり、憲法の規定に従って行政、立法および司法権を行使する(60条)。また国軍の最高司令官であり、閣僚の任命権(国民議会の承認が必要)、上院たる長老議院(メシュラノ・ジェルガ)の3分の1の議員の任命権などを有する。任期は5年で、国民の直接投票により選出される。この規定にもとづき、04年10月に大統領選挙が実施され、カルザイが大統領に選出された。

第三に、少数民族に配慮し、パシュトゥ語とダリ語を公用語とする一方で、ウズベキ語、トゥルクメニ語、パルチ語、パシャエイ語、ヌリスタ語およびパミール語をそれぞれの地域内で使用される第三の公用語に指定している(16条)。

その他、国民の最高意思決定機関として、ロヤ・ジェルガ(国民大会議=国民議会議員、州議会議員、郡議会議員、大臣および最高裁判所裁判官、ただし大臣および最高裁判所裁判官は議決権をもたない)を設置していること、国民議会を人民議院と長老議院の二院制にしたこと、女性の権利について、女性のための教育を促進すること、長老議院における大統領の任命の半数を女性とすること、女性にも大統領の被選挙資格を与えていることなどが明定されている。またあらゆる種類のテロリスト活動、麻薬製造・密輸の阻止、国際連合憲章の遵守、世界人権宣言の尊重など、独自の規定が設けられている。

バングラデシュ人民共和国 (People's Republic of Bangladesh)

面積 144	国内総生産 51,897
人口 149.7	一人当たり GDP 376
独立年月 1971年12月	人間開発指数 0.509 (138位)

1 略史 1947年8月、イギリスの植民地だったインドがインドとパキスタンに分離独立した。イスラム人の多く住むベンガル州は東西に分断され、東ベンガル州は東パキスタンに編入された。その後、内戦と印パ戦争を経て、71年12月16日、東パキスタンはバングラデシュ人民共和国(バングラデシュは「ベンガル人の国」という意味)として独立を達成した。

2 過去の憲法 1971年1月11日、ダッカで『バングラデシュ憲法令』が公布・施行され、憲法制定議会の設置に言及している。

3 現行憲法の成立経緯 1972年3月23日のバングラデシュ憲法制定議会令にもとづき、同年4月10日、404人からなる憲法制定議会が招集され、34人で組織する憲法起草委員会が設置された。7か月におよぶ審議の結果、11月4日に『バングラデシュ人民共和国憲法』(前文と11編153条附則4)が採択され、翌12月16日に施行された。この憲法は、1949年のインド憲法に範をとったといわれている。

4 現行憲法の概要 前文には、①全能なるアラーの神への絶対的な信頼と信仰、②民族主義、③民主主義、および④経済的・社会的正義を意味する社会主義が憲法の基本的原理であると示されている。このうち、①は1977年の改正によって挿入されたものである。憲法制定当初は、「非宗教主義」と明定されていた。しかしながら、上記改正により、前文と第2編の「国家政策の基本的原則」8条1項に「非宗教主義」に代えて、上記の「全能なるアラーの神への絶対的な信頼と信仰」の文言が入れられ、また8条1A項に「全能なるアラーの神への絶対的な信頼と信仰は、すべての活動の基礎とするものである。」との規定が追加された。さらに88年には、イスラム教を国教とする規定が設けられた(2A条。ただし、他の宗教については、「共和国の平穏と調和」を侵害しない範囲内で認められてい

る)。

「国家政策の基本的原則」として、衣・食・住、教育・医療を含む生活必需品の提供、寡婦・孤児・老齢等による窮乏に対する公的援助を国家の責務とし (15 条)、文盲の除去 (17 条)、売春の防止等に国家が努めること (18 条)、国際関係において、武力行使を放棄し、一般的で完全な軍縮に向けて努力すること等により、国際平和を推進していくこと (25 条) などが定められている。この「国家政策の基本的原則」には、77 年の改正により、地方政府を奨励し、地方議会では、できるかぎり農民、労働者および女性の代表者に議席が与えられること (9 条)、国民生活のあらゆる領域で女性の参加を確保すること (10 条) が加えられた。

統治機構として、当初、大統領制をとっていたが (行政権は大統領に帰属旧規定 56 条)、91 年 9 月の改正により、議院内閣制に移行した。すなわち大統領は、国家元首であり、他のすべての人より上位にあるが (48 条 2 項)、その行為は、内閣総理大臣および最高裁判所長官の任命を除き、すべて内閣総理大臣の助言に従わなければならない (同条 3 項)。共和国の行政権は、内閣の首長としての内閣総理大臣によって行使され、内閣は、国会 (一院制) に対して、連帯して責任を負う。

統治機構上、注目されるのは、96 年 3 月の改正によって導入された「非政党暫定政府」制である。この政府は、国会が解散によって、またはその任期満了によって、解散されるときに組織されるもので、国会で新しい総理大臣が選出されるまでのあいだ、その職務を執行する。過去において、国会が解散され、選挙期間中に選挙干渉、投票箱のすり替え、メディアへの操作など不正行為が頻発したことを受けたものである。「非政党暫定政府」は、首席顧問官と 10 人以内の顧問官からなり、最高裁判所長官の直近退職者を首席顧問官の第一候補と指定している (58 C 条 1 項、3 項)。

憲法 11 条には、「共和国は、基本的人権および自由、ならびに人間の尊厳と価値に対する尊重が保障され、あらゆるレベルにおいて選挙された代表者を通じて国民による実効的な参加が確保される民主主義国家でなければならない。」と明記されている。

クーデタや暗殺などで政権交替を繰り返してきた経験のあるバングラデシュは、憲法 11 条に定めているような、真に民主主義国家としての道を歩むことができるかどうか問われている。

なお現行憲法は、1996 年までに 13 回の改正を経ている。

カンボジア王国 (Kingdom of Cambodia)

面積 181	国内総生産 4,299
人口 14.5	一人当たり GDP 321
独立年月 1953年11月	人間開発指数 0.568 (130位)

1 略史 1884年6月の条約により、フランスの保護領になった。1946年1月のフランスとの取り決めにより、自治権を享有、そして53年11月9日、完全独立を達成した。

2 過去の憲法 最初の憲法は、シハヌーク国王がフランスから自治権を獲得したのちの1947年5月に公布・施行された『カンボジア王国憲法』である。同憲法では、国王主権が明記されていた。70年10月には王国が廃止され、大統領に就任したロン・ノルが国民投票を実施して72年5月、『クメール共和国憲法』を公布した。このころから内戦が激しくなり、75年4月にはカンプチア共産党が政権を掌握し、翌年1月、『民主カンプチア憲法』を公布した。この憲法は、わずか21か条しかなく、クメール・ルーージュの最高指導者・ポルポトの独自の思想により恐怖政治が断行された(200万人以上が殺害されたともいわれている)。その後、ポルポトを追放したヘン・サムリン政権による『カンプチア人民共和国憲法』(81年6月採択)、『カンボジア国憲法』(89年4月採択)、『民主カンプチア連合政府憲法一般原則』(89年7月合意)と続く。

3 現行憲法の成立経緯 1991年10月23日、『カンボジア紛争の包括的、政治的解決に関する協定』(パリ和平協定)が調印された。この調印には、カンボジアでの紛争当事者四派、国連安全保障理事会常任理事国5か国、その他関係12か国が参加した。同付属文書第五で、①憲法は国の最高法規であること、②人権保障に特別の配慮をし、世界人権宣言など国際的な人権規定と合致させること、③複数政党制にもとづく自由な民主主義体制をとることなど、「新生カンボジア」の憲法に含めるべき内容が示された。

UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)の支援によって組織された憲法定制会議は、93年6月13日、第1回の会議を開いた。以後、会議を重ね、同年9月

21日、賛成113、反対5、棄権2という圧倒的多数で現行憲法(前文と16章158か条)が可決され、同月24日に公布・施行された。

4 現行憲法の概要 特色として、次の諸点があげられる。第一に、既述したように、新憲法の内容が、パリ平和協定である程度定まっていたことである。このような方式は、ナミビアが南アフリカからの独立に際して新憲法を作成したときにもみられたものである。

第二に、国王の地位に関し、独自の規定を配した。まずカンボジアを「国王が、憲法、自由な民主主義および複数政党制の原則にもとづき、その職務を行う王国である。」(1条)と宣明した。そして国王の地位を「君臨するが、統治しない。」(7条)、「民族の統合と永続性の象徴である。」(8条)とし、「公権力の誠実な行使を確保するために威厳のある調停者としての役割をになう。」(9条)と定めた。これらの規定は、多分にシハヌーク国王を意識したものと考えられるが、04年10月、ノロドム・シハモニ国王が即位した。新国王がシハヌークに代わる権威を行使できるかどうか注目される。

第三に、伝統回帰がみられることである。前文に「カンボジア国民は、その威光がダイヤモンドのような輝きを放つ、繁栄し、力に満ちた、栄光ある民族の偉大な文明をもっていることを認識し、……」と記し、仏教を国教とし(43条)、王国のモットーを「民族、宗教、国王」(4条)と規定したことなどにうかがわれる。

第四に、他方で新生カンボジアを国内外に印象づける規定が随所にみられる。「われらカンボジア国民は、……複数政党制による自由で民主主義な体制に基礎をおく『平和の島』として復興することを決意する」ことを力強く表明し(前文)、国際連合憲章、世界人権宣言をはじめ、国際人権諸条約の尊重を強調し(31条)、市民の生命・名誉・尊厳を保護する(38条)など、人権規定に多くの条項を割いている。また対外政策として、永世中立・非同盟政策をとることを明記している(53条)。とくに平和主義との関連で、核兵器、化学兵器および生物兵器の製造、使用および貯蔵を絶対に禁止することを定めている(54条)。

憲法は、94年7月と99年3月に改正された。前者は、国王の病氣療養中、国王の法律などへの署名を国家元首代行がおこなうことができるようにしたものである。後者は、共同首相制の廃止と上院の設置である。上院は、61人の議員で組織され(下院は122人)、任期は6年である(下院の任期は5年)。

中華人民共和國 (People's Republic of China)

面積 9,597	国内総生産 1,409,852
人口 1,313.3	一人当り GDP 1,094
独立年月	人間開発指数 0.745 (94位)

1 略史 1911年10月の辛亥革命により、清朝が崩壊、翌々12月に孫文が臨時総統に選出され、中華民国が誕生した。21年には共産党が組織、国民党との合作・分裂が繰り返されたが、共産党が勝利し、49年10月、「中華人民共和國」が成立した。

2 過去の憲法 49年9月29日に臨時憲法というべき『中国人民政治協商会議共同綱領』が採択、中国が「人民民主主義の国家である。」(1条)ことを宣明、2日後の10月1日、中華人民共和國および中央人民政府の樹立が毛沢東によって宣言された。54年9月20日には、ソ連の1936年憲法に範をとった『中華人民共和國憲法』(1954年憲法、いわゆる毛沢東憲法。この後に制定される憲法はすべて『中華人民共和國憲法』となっており、以下で制定年次をもって示す)が採択された。その後、75年1月17日には、王洪文、江青、張春橋、姚文元の4人組のいわゆる文革憲法(1975年憲法、わずか30か条しかない)が制定された。しかし76年10月には4人組が逮捕され、78年3月5日、華国鋒・国家主席による1978年憲法が制定された。

3 現行憲法の成立経緯 80年9月、第5期全国人民代表大会(全人代)第3回会議が78年憲法の全面改正とそのため委員会設置を建議、82年12月4日、第5期全人代第5回会議において、賛成3040、反対ゼロ、棄権3により現行憲法(前文と4章138条)が採択された。憲法改正委員会において、次のような改正の理由が示された。「党と政府は全国人民を指導して『文化大革命』の誤りを清算し、建国後の歴史的経緯を深く掘り下げて統括し、一連の正しい方針と政策を回復させるとともに、また新たな状況にもとづいてこれを制定し、わが国の政治・経済・文化面での生活に大きな変化をもたらした。現行の78年憲法は、すでに多くの面で現実の状況と国家生活の要求に適応できなくなったため、全面的な改正を加える必要がある。」82年憲法は、最高指導者・鄧小平の思想が色濃く反映さ

れており、鄧小平憲法と呼ばれている。

4 現行憲法の概要 82年憲法は、04年3月5日まで4回の改正を受けている。第1回目の改正は88年4月におこなわれ、「改革・開放」路線を促進させるために、「私営経済の存在と発展」、「土地の使用権」をそれぞれ法律の範囲内で認めるものとされた。また93年3月には、中国を「社会主義初期段階」にあると位置づけ、「計画経済」、「農村人民公社」などの文言を削除して、「社会主義市場経済」の実施を明言し、「国营経済」を「国有経済」に変更するなどの改正がなされた。さらに99年3月の改正で、「社会主義初期段階が長期にわたること」、「マルクス・レーニン主義」、「毛沢東思想」に続けて、「鄧小平理論」を加えること、「社会主義的法治国家の建設」の文言を新設すること、個人経営経済・私営経済などの非公有経済を社会主義市場経済の「補完物」から「重要構成部分」とすること、社会秩序維持のために、「反革命活動」という言葉を削り、「国家の安全に危害を与える犯罪活動」を加えること、などの改正がおこなわれた。そして04年3月には、江沢民が推進した共産党の三つの代表（共産党は先進力・文化・人民の広範な利益を代表する）思想の導入、「公民の合法的私有財産は侵されない」と明記すること、「国家は、人権を尊重し、保障する」の文言を入れること、などの改正をみた。

こうした改正の主流は、経済の活性化を促すためのものであるが、他方で政治体制としての共産党の一元支配体制は堅持されている。前文に「中国共産党の指導」のもとで、新民主主義と社会主義事業の成果があがったことが強調されている。中国公民は「国家・社会・集団の利益」を損ねてはならない（51条）との規定もある。ここに何が「国家・社会・集団の利益」であるかは、共産党が決定することになる。また人民に対して、中華人民共和国の「社会主義を敵視し、破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子に対して闘争しなければならない」ことを求め（前文）、国家の統一の守護（52条）、国家機密の保持・社会公德の尊重（53条）、祖国の安全・利益の擁護（54条）、祖国の防衛・兵役（55条）の義務などが課せられている。

憲法前文には、「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を達成することは、台湾同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。」と明言されている。05年3月、台湾の独立阻止を目的として、「反国家分裂法」が制定された。ほかに、人口の増加を抑制することを目的として、「夫婦はともに計画出産の義務を負う。」（49条）など、ユニークな規定もみられる。

中華民国 (Republic of China)

面積 36	国内総生産 2,819
人口 22.6	一人当たり GDP 12,916
独立年月	人間開発指数

1 略史 1945年の日本敗戦後、台湾に渡ってきた国民党軍により、台湾住民が無差別に殺害された47年2月28日のいわゆる2.28事件（2～3万人が犠牲）が発生。49年12月、中国共産党に敗北した国民党政府が台湾に遷都。87年7月の戒厳令が解除されたころから政治の自由化と民主化が急速に進み、88年1月、台湾人たる李登輝が総裁に就任した。96年3月には総統の直接選挙が実施され、李総統が再選。00年3月、民進党の陳水扁が総裁に当選し、長年続いた国民党政府が民主的手続きによって交替した。04年3月には、同総統が再選された。

2 過去の憲法 台湾に遷都してからも、大陸時代に制定された1947年の『中華民国憲法』がそのまま施行されたが、大陸で最初の成典憲法といえるのは、1912年3月11日に公布・施行された、『中華民国臨時約法』である。その後、『中華民国約法』（1914年5月1日、公布・施行）、『中華民国臨時約法復活の大總統令』（1916年6月29日）、『中華民国憲法』（1923年10月10日）、『中華民国訓成期約法』（1931年6月1日公布・施行）という具合に、国内政治の混乱を反映して、多くの「憲法」が制定された。

3 現行憲法の成立経緯 1933年1月、憲法草案起草委員会が組織され、25項目からなる原則を発表した。36年5月、国民政府は憲法草案を公表し、その後、政治協商会議で審議され、46年11月に立法院を通過、続いて同月15日より12月25日まで南京で憲法制定国民大会が開かれ、47年1月1日、『中華民国憲法』（前文と14章175条）が公布された（施行は同年12月25日）。

4 現行憲法の概要 現行憲法の最大の特徴は、三民主義・五権分立である。いずれも孫文の教えにもとづく。三民主義とは、民族独立、民権伸張、民生安定

を意味する。憲法前文には、「孫中山先生の中華民国創立の遺教にもとづき、国権を鞏固にし、民権を保障し、社会の安寧を確保し、国民の福利を増進し、……」とあり、1条には「中華民国は、三民主義にもとづき、民有、民治、民享の民主共和国とする。」と明記されている。また五権分立とは、立法権、行政権、司法権のほか、監察権(公務員の弾劾、譴責、会計検査をつかさどる)、および考試権(公務員の試験、任用、管理をつかさどる)を分立させるというものである。

現行憲法は、47年に大陸で作成されたものをそのまま台湾にもちこんだために、現実と合わない条項がいくつもあった。たとえば、立法院(国会)議員として、モンゴル代表者やチベット代表者に一定の人数を割当てているが、これらの地域から代表者が選出されてくるはずがない。そこで、91年4月、第1次憲法改正がおこなわれ、万年議員が排除されることになった。それ以降、05年6月まで7次の憲法改正がなされている。

すなわち、92年4月の第2次改正では総統の直接選挙などの、94年7月の第3次改正では国民大会の権限縮小などの、97年7月の第4次改正において総統の権限強化、台湾省の廃止などの、99年9月の第5次改正では国民大会、立法院の任期延長のための(ただし、この改正については、00年3月の大法官会議で違憲・無効が宣告された)、00年5月の第6次改正で国民大会を非常設機関にするための、そして05年6月の第7次改正で国民大会を廃止し、今後の憲法改正は国民投票で決定されることになった。これらの改正は、もとの憲法はそのままにして、新たにつけ加えていく「増修」という形式をとっている。

上記の改正を通じて顕著なことは、国民大会の凋落である。国民大会は、当初、常設機関として、総統および副総統の選挙・罷免、憲法改正など大きな権限を有していたが、最新の憲法改正により、廃止されることになった。

また91年の改正で、台湾を自由地区、中国を大陸地区と分け、台湾人民がより多く自由を満喫できることを示唆している。事実、中華民国のホームページには、「西暦2000年、華人の歴史において初めての政権の民主的移行が実現して以来、台湾の活発な民主主義と市民社会への平和的発展は、世界中から喝采を浴びてきた。」と自賛している。

九六

陳総統は、47年憲法を全面的に変え、台湾独自の新憲法を作成する意向を表明しているが、中国は、これが台湾独立につながるのではないかとして、05年3月、「反国家分裂法」を採択し、強く牽制している。

インド (India)

面積 3,287	国内総生産 598,966
人口 1,081.2	一人当たり GDP 563
独立年月 1947年8月	人間開発指数 0.595 (127位)

1 略史 1600年にイギリスの東インド会社が設立、このときエリザベス女王1世によって発せられた憲章がその後のインドにおける法制度や憲法原理に大きな影響を与えた。1858年8月、『インド統治法』により、イギリスの直轄植民地になった。1885年に国民会議派が結成され、マハトマ・ガンジーの指導のもとに独立運動を展開、1947年8月15日、イギリスからの独立を達成した。

2 過去の憲法 1935年の『インド統治法』により、イギリスとインドの二元政府と州政府の自治が成立した。

3 現行憲法の成立経緯 1946年12月29日、第1回憲法制定議会議が開催され、翌47年1月22日には、ジャワハーラル・ネルーが提唱した「目的決議」（インドは独立した主権を有する共和国であること、後進地域、被抑圧階級に対して適切な保障がなされなければならないことなど）を採択し、憲法の基底におかれた。48年2月、7人の起草委員からなる委員会案が憲法制定国民議会議に提出され、49年11月26日に可決、50年1月26日に施行された。憲法を起草するにあたっては、アメリカ、カナダ、アイルランドに代表団が派遣された。

4 現行憲法の概要 インド憲法の最大の特徴は、その長大さにある。全体が前文、22篇395か条と付則12からなる。しかも、02年12月までに86回の改正がほどこされている。長大さの第一の要因は、憲法に州に関する細部まで規定されており、ちょっとした変化に憲法改正がかかわってくるからである。第二の要因は、憲法改正手続きによる。憲法改正は、両院においてそれぞれ総議員の過半数で、かつ出席議員の3分の2以上の賛成により、成立する。ただし大統領選挙、連邦および州の行政権の範囲、連邦の司法などいくつかの条項の改正については、さらに半数以上の州議会による承認を必要とする。

憲法前文は、インドを「主権を有する社会的・非宗教的な民主共和国」とし、すべての公民に対し、「社会的・経済的・政治的正義、思想、表現、信念、信仰、および崇拝の自由、地位および機会の平等を確保」し、かつ「個人の尊厳、民族の統一と統合を促進」することを厳粛に誓っている（下線は、1976年の第42回改正により追加）。

第4編には、「国家政策の指導原則」（36～51条）として、国民の福祉増進、母性保護、14歳までの子どもに対する義務教育、指定カーストなど弱者層に対する特別の配慮、栄養水準・生活水準の引き上げ、環境保護、森林・野生動物の保護、国際の平和と安全の推進などをかかげている。これらは、裁判所によって強制されるものではないが、国家統治の基礎をなすものであって、国が法律を制定するに際して、これらの原則を適用しなければならない（37条）。この「国家政策の指導原則」規定は、1937年のアイルランド憲法に影響を受けたもので、インド憲法への導入を通じ、その後のアジア諸国憲法に伝搬されている。

基本的人権として、法の前平等（カーストなどに対するアファーマティブ・アクションの容認）、不可触民の廃止、人身売買の禁止、14歳以下の子どもに対する工場・鉱山などでの労働禁止など、インド特有の規定がみられる。一方、76年の憲法改正により、すべてのインド公民に対して、憲法の遵守、国旗・国歌の尊重、インドの主権護持、国防と必要により兵役につくこと、インド文化の伝統を尊重し、維持することなどの義務が加えられた。

ほかに、民族の多様性を反映して、ヒンディー語を公用語としつつ、憲法で18の言語の使用を認めている（343条、付則第8）。

インド最高裁判所の判例によれば、以下の事項をインド憲法の基本原理としている。(a)憲法の最高法規性、(b)法の支配、(c)権力の分立、(d)憲法前文に規定されている諸目的、(e)司法審査および権利侵犯に対する最高裁判所の救済措置、(f)連邦制、および(g)非宗教主義。

インドでは、03年3月31日、憲法50年の経験をふまえ、憲法の運用を再検討するための委員会（各分野における専門的学識者10人で組織）が報告書を作成した。それによると、インドの憲法価値をさらに高めていくために、包括的な検討を重ねることの必要性が説かれている。

「世界最大の民主主義」を誇っているインドが、国民全体の生活水準をいかにレベルアップさせていくかが問われている。

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

面積 1,905	国内総生産 208,311
人口 222.6	一人当たり GDP 971
独立年月 1945年8月	人間開発指数 0.692 (111位)

1 略史 1602年、オランダがジャワに東インド会社を設立、以降3世紀以上にわたりオランダの植民地地下におかれた。1945年8月、民族統一党の指導者・スカルノらがインドネシアの独立を宣言。オランダは、当初この独立を認めなかったが、49年12月、最終的に独立を承認した。その後、スカルノ、スハルトの長期独裁政権が続いたが、99年6月、44年ぶりに国政選挙が実施され、スカルノ元大統領の長女メガワティ率いる闘争民主党が第1党になり、長年政権を担当していたゴルカルが第2党に転落した。また同年10月に大統領選挙がおこなわれ、ワヒドが当選。しかし、不正資金疑惑が発生し、01年7月、国民協議会特別総会で解任され、副大統領のメガワティが大統領に就任した。04年7月には、同国で初めて大統領の直接選挙が実施され、同年9月の決選投票により、ユドヨノが当選を果たした。

2 過去の憲法 1945年8月に前文と本文37か条（ほかに最終規定4か条、付則2）からなる『インドネシア共和国憲法』が公布。49年12月、オランダからの完全独立にともない、オランダ憲法に影響を受けた『インドネシア連邦共和国暫定憲法』が公布されたが、翌年8月に同国を単一国とする『インドネシア共和国暫定憲法』にとって代わられた。しかし、59年7月、45年の『インドネシア共和国憲法』への復帰が宣告された。

3 現行憲法の成立経緯 1945年6月、インドネシア独立調査会が第1次草案を作成し、8月には同独立準備委員会で成案を得た。そこで強調されたのは、スカルノによって示された「パンチャシラ」である。パンチャシラとは、5つの原則という意味で、①唯一神への信仰、②公正かつ文明化した人間性、③インドネシアの統一、④代表による討論から生じる全会一致の内なる知恵に導かれる民主主義、⑤インドネシアの全人民のための社会正義をいう。これら5つの原則は、インドネシア国家建設の基本的理念とされ、憲法改正手続きによっても改めるこ

とのできない憲法の上位規範とされている。

また 59 年 8 月、スカルノは、45 年憲法に復帰させたことに関し、次のように述べている。「1945 年憲法への復帰によって、われわれはいまや革命精神を再発見し、心の『はずみ』を得た」と。

4 現行憲法の概要 1945 年の憲法制定時においては、前述のパンチャシラを憲法の上位概念として位置づけ、インドネシア特有の伝統価値観であるゴトン・ロヨン（家族主義的な相互扶助概念）を基礎とする非西欧的な憲法概念が前提とされていた。

しかし、98 年のスハルト体制崩壊以降、4 度の憲法改正(99 年 10 月、00 年 8 月、01 年 11 月、02 年 8 月)により、西欧的な憲法体制がとりいれられるようになっていく。

まず 99 年の憲法改正によって、大統領および副大統領の再選を 1 回かぎりとし(1 任期はともに 5 年)、長任期化に歯止めがかけられた。また大使の任命につき国会の意見を尊重すること、恩赦について最高裁判所の意見を尊重することなど、大統領の権限に一定の制約が付された。

つぎに 00 年の改正では、人権の不可侵性、思想・良心・表現の自由、生存権、環境権、知る権利などの人権規定の追加、国民代表者会議議員のすべてを国民による直接選挙とすること(従前は法律によることとされ、1985 年の法律では、500 人中 100 人は軍人のなかから大統領によって任命されていた)、地方分権の促進、国軍と国家警察の分離などがなされた。

第三に、01 年の改正は、主権行使機関と明記され、絶大な権限を有していた国民協議会の権限を弱め(「主権行使機関」の文言削除)、国民代表者会議の議員と地方代表者会議の議員で組織するものとされたのをはじめ、大統領を国民の直接選挙制としたこと、違憲審査機関として憲法裁判所を新設したことなど、国家構造を基本的に変更する大改正がほどこされた。

そして 02 年の改正において、大統領の決選投票規定などが追加された。この追加規定により、既述のように、04 年 9 月、メガワティとユドヨノとのあいだで決選投票が実施され、ユドヨノが勝利した。

こうして、民主化のための憲法改正が実施され、従来の為政者の意のままになる憲法から脱皮がはかられたことは事実である。民主主義のさらなる発展は、公務員の「制度化された腐敗体質」や基本的人権の改善に向けた努力がいかになされるかにかかっている。

イラン・イスラム共和国 (Islamic Republic of Iran)

面積 1,648
人口 69.8
独立年月

国内総生産 136,833
一人当たり GDP 2,061
人間開発指数 0.732 (101 位)

1 略史 1971年10月、イランは、建国2500年記念式典を挙行政した。アケメネス王朝が同国最初の民族統一王朝とされている。1925年10月、クーデタによって「孔雀の王座」に即位したレザー・シャー・パーレビは、国家の近代化に着手し、その後継者ムハンマド・レザー・パーレビは、莫大な石油収入を背景に「白色革命」を断行した。しかし、そのイスラムの伝統に対する軽視と秘密警察を背景にした強権政治は、ルーホッラー・ホメイニ師を指導者とする「イスラム革命」によって、79年1月、亡命を余儀なくされた。ホメイニ師の思想は、「イスラムの法、神の命令は、無条件にすべての人間とイスラム国家を支配する。」というものである。

2 過去の憲法 1906年の『イラン憲法』、1907年の『イラン補則憲法』。06年憲法は、聖職者、商人、知識人らの要求によって制定されたもので、国会の設立に関する条項を中心に構成されている。07年補則憲法は、前文、総則(シーア派イスラムを国教に指定)、国民の権利、権力分立、財政、軍隊などの諸規定を配し、体系的なものになっている。

3 現行憲法の成立経緯 79年8月の制憲議会(専門家会議)選挙でホメイニ支持派が圧勝し、同派の強力な指導のもとで制憲作業が進められた。同年11月に草案が完成、12月2～3日におこなわれた国民投票で98.2%(憲法1条による)という圧倒的多数の支持を得て、『イラン・イスラム共和国憲法』(前文と12章
九 175条からなる)が承認された。

4 現行憲法の概要 現行憲法は、1989年の国民投票により、首相職を廃止するなど、かなりの程度、改正された。

憲法の最大の特色は、イスラムを根本原理としていることである。前文は「イ

ラン社会の文化的、社会的、政治的および経済的な諸制度の基本としてのイラン・イスラム共和国憲法は、イスラム共同社会の真の熱望を反映したイスラムの原理と戒律に基礎をおくものである。」との文言ではじまり、1条冒頭にも「イランの政体は、イスラム共和制とし、イラン国民のコーランの正義に対する長年にわたる確信にもとづいて支持されるものである。」と明記されている。

もっとも憲法は、イスラム教以外の宗教として、ゾロアスター教、ユダヤ教およびキリスト教を公認少数宗教として指定している。これらの信者は、法律の範囲内で、その宗教的儀式をおこなう自由を有する(13条)。

3章(19条～42条)には、「国民の権利」が設定されているが、出版物や新聞の表現の自由、政党などの結社の自由、集会の自由、および職業選択の自由は、イスラム教の原理が侵されたり、侮辱されないかぎり、保障される。

法令がイスラム教の原理に合致しているか否かを判断する機関として、憲法擁護評議会が設置されている。同評議会は、当面のニーズと時代の諸問題を認識している者のなかから最高指導者によって選任される6人と、さまざまな法領域に精通し、司法権長により指名されたイスラム法学者のなかからイスラム諮問会議(国会)によって選挙される6人の合計12人からなる(93条)。憲法擁護評議会の違憲判決に対して、国家危急評議会により、調整がこころみられる。国家危急評議会の全員が、最高指導者によって任命される(112条)。

イラン憲法を特色づけているいま一つの要素は、最高指導者または最高指導者評議会の創設である。憲法が制定された当初、最高指導者としてアヤトラ・イマム・ホメイニ師の名が明記されていた。最高指導者は、86人からなる専門家会議によって選任される。最高指導者の資格要件として、学識があること、正義と敬虔さ、政治的、社会的洞察力を有していることなどが定められている(109条)。最高指導者は、一般政策の策定(国家危急評議会との協議後)、一般政策の執行に関する監視、軍隊の最高指揮、ラジオ・テレビネットワークの長の任免など文字通り、最高の指導権を掌握している。

大統領は、4年を任期として国民によって直接に選挙され、最高指導者の次席として位置づけられている(113条)。イスラムの基本原則と国教に誠実でなければならぬ。05年6月の大統領選挙では、保守強硬派のアフマディネヤド・テヘラン市長が、保守穏健派のラフサンジャニ・最高評議会議長を破って当選を果たした。核兵器の開発問題や対米関係などで、強硬路線をとるのではないかとの観測があり、今後の行方が注目される。

カザフスタン共和国 (Republic of Kazakhstan)

面積	2,725	国内総生産	29,749
人口	15.4	一人当り GDP	1,995
独立年月	1991年12月	人間開発指数	0.766 (78位)

1 略史 1917年のロシア革命後における内戦を経て、20年に「ロシア共和国」の一部を構成する「キルギス・自治ソビエト社会主義共和国」が創設された。25年には国名を「カザフ・自治ソビエト社会主義共和国」に変更、さらに29年には「ソビエト社会主義共和国」として、「ロシア共和国」から離れ、ソ連邦の構成共和国となった。

90年10月、共和国主権を宣言し、同年12月、国名を「カザフスタン共和国」と変え、ソ連邦からの独立を宣言した。93年1月28日には、独立後はじめての憲法が作られたが、従前のソビエト型憲法との妥協的な内容を含むものであった。

2 過去の憲法 1993年の『カザフスタン共和国憲法』。

3 現行憲法の成立過程 1995年8月30日、新憲法の採択に関する国民投票が実施され、約880万人の有権者中、80%が投票し、そのうち89%の支持を得て採択。翌9月5日、公布・施行された。

4 現行憲法の概要 現行憲法は、98年10月、独立以来、強力なリーダーシップをとっているナザルバーエフ・エフヌルスルタン・アビシエビッチ大統領（91年選出、99年再選）の主導のもとで、19か条にわたり改正された。そのなかには、大統領の任期を5年から7年に延長すること、65歳以下と定められていた大統領の被選挙権年齢を削除すること、大統領選挙に関して登録有権者の50%以上の支持を得なければ、当選されないとの規定を削除することなど、みずからの地位を有利にするものが含まれている。00年6月には、ナザルバーエフ大統領に対して終身、国家安全保障会議メンバーの地位を与えるなどの特権を与えるむねの法律が制定された。

憲法は、前文と9章98か条からなる。前文では、以下のように記述されてい

る。「カザフスタン国民は、共通の歴史的運命によって結ばれ、古代からのカザフ国土に一つの国家を創造し、みずからを平和を愛する市民社会であると考え、自由、平等、調和という理想のために献身し、世界共同体のなかで価値ある地位を占めることを願い、現在および将来の世代に対するわれらの崇高な責任を実現し、われらの主権を行使して、この憲法を承認する。」

1章の「総則」では、同国が「民主的、世俗的、法によって統治される社会国家であり、その最高の価値は、人間の生命、権利および自由」(1条2項)であると明記し、共和国の基本原則を「公共の調和と政治的安定、すべての民族のための経済的発展、カザフスタン人の愛国心、国家のもっとも重要な問題について国民投票または国会における投票を含む民主的方法により決定すること」(1条2項)と設定している。また平和主義に関し、内政不干涉、国際紛争の平和的解決、戦争と軍隊の先制使用の放棄、および中立政策への努力(8条)が明示されている。

基本的人権については、従来型の権利条項に加えて、プライバシー、知る権利、環境権など現代型の権利が定められている。自由および権利に対しては、憲法秩序の保護、公共の秩序などによって、制約が可能であるとの規定がおかれているが、市民権の剝奪禁止、法の前での平等、人間の尊厳など一定の権利については、いかなる場合にも、制約することが禁じられている(39条)。

大統領には、大きな権能が与えられている。すなわち大統領は、国家元首であり、国内外の政策の主要な方向を決定する最上級の公務員である。民族と国家権力の統合の象徴であり、憲法の不可侵性、国民および市民の権利と自由の守護者でもある。さらに、国家権力のすべての部門の調和した機能を保護する権能を有する(40条)。

国会は、上下両院からなる。上院は、16の行政区画から各2人ずつ選挙される32人と大統領が任命する7人の合計39人で組織され、任期は6年である。下院は、小選挙区で選ばれる67人と政党のリストにより比例代表で選出される10人の合計77人で組織され、任期は5年である。政府に対する不信任は、各院の総議員の3分の2以上の承認によって表明できる。

憲法の保障機関として、憲法裁判所が設けられている。任期を6年とし、7人^八の裁判官で組織される。同裁判所は、憲法の公式解釈機関であり、法律および条約の事前審査のみならず、憲法判断の最終審でもある。この憲法裁判所の決定に対しては、大統領が拒否権を発動することができる。ただし憲法裁判所が総議員の3分の2以上で覆せば、同裁判所の裁定が有効となる(73条4項)。

大韓民国 (Republic of Korea)

面積 100	国内総生産 605.331
人口 48.0	一人当り GDP 12,634
独立年月 1948年8月	人間開発指数 0.888 (28位)

1 略史 1945年8月の日本降伏後、朝鮮半島は、南北に分断され、北部朝鮮はソ連軍に、また南部朝鮮はアメリカ軍によってそれぞれ管理された。その後、南北統一の憲法案などが検討されたが、実現されるにいたらず、48年5月、南部においてのみ国連監視のもとで総選挙が実施された。こうして南部朝鮮において大韓民国国民議会が発足し、同年7月、大韓民国憲法が公布・施行された。そして8月には大韓民国が成立した。

2 過去の憲法 1948年7月に第1共和国憲法（「制憲憲法」「建国憲法」）が公布。その後、52年（第1次）、54年（第2次）、60年6月（第2共和国・第3次）、60年11月（第4次）、62年（第3共和国・第5次）、69年（第6次）、72年（第4共和国・第7次）、80年（第5共和国・第8次）にそれぞれ改正されたが、いずれも時代背景を有し、第2～第6共和国憲法は、新憲法といえるものである。

3 現行憲法の成立経緯 87年6月、与党の総裁で次期大統領候補・盧泰愚が大統領の直接選挙のための憲法改正、言論の自由保障などの「時局收拾8条項」を提言したのを契機に、憲法改正の動きが早まり、韓国憲政史上はじめて与野党合意による憲法改正案が成立した。この憲法改正案について、同年10月27日、国民投票が実施され、93.1%という圧倒的多数の承認を得て、2日後の29日、大統領によって公布された（施行は、翌88年2月25日）。

現行憲法（前文と10章130条附則6条）には、全体的にアメリカ憲法、ドイツ憲法、フランス憲法、日本国憲法に影響を受けたと思われる諸規定が配されている。

4 現行憲法の概要 特色として、次の諸点をあげることができよう。

第一に、前文で「悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国は、……祖国の民主

改革と平和的統一の使命に立脚して、正義、人道および同胞愛をもって、民族の団結を強固にし、自律と調和をもとに自由民主的基本秩序をいっそう確固たるものにし、……われらとわれらの子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓(う)」とあるように、民族・同胞のアイデンティティを強調している。北側との統一については、「大韓民国は、統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立し、これを推進する。」(4条)と規定している。

第二に、従来からの平和主義条項が継承されている。同国憲法は、制憲憲法以来、侵略戦争の否認を明記してきている。現行憲法は、さらに国軍の政治的中立性の遵守(5条2項)をうたうことにより、これを担保している。

第三に、人権条項の強化・拡充がはかられている。プライバシー、環境権など「新しい権利」条項がもりこまれているほかに、生涯教育の振興、身体障害者等の保護、中小企業・農漁業民の保護育成、消費者の保護など社会権条項が拡充され、さらに犯罪被害者の救助請求権が新設されている。

第四に、統治機構として、大統領制と議院内閣制の混合型を採択している。大統領は、国民の直接選挙によって選ばれ、その任期を5年とし、長期執権による弊害を防止するため再選を禁じている。大統領は、国家元首であり、国家の独立、領土の保全などに対して責務を負う。大統領を補佐し、行政各部を統括する職として、国務総理がおかれる。国会は、国会の在籍議員の過半数の賛成により、国務総理または国務大臣の解任を大統領に建議することができる。この点において、議院内閣制の要素がとりいれられている。

第五に、憲法保障機関として、憲法裁判所が設置されている。同裁判所は、各裁判所(最高裁判所、高等裁判所など)からの提議にもとづく合憲性審査、弾劾裁判、政党の解散、国家機関相互間の権限争議、憲法訴願(公権力により国民の権利が侵害された場合に、国民がその救済を求める)の権限を有する。弁護士資格を有する9人の裁判官からなり(3人は国会選出、3人は最高裁判所長官の指名、3人は大統領の任命)、任期は6年である(連任可能)。04年3月、第一野党のハンナラ党と第二野党の民主党が、盧武鉉大統領の弾劾訴追を決定、04年5月14日、憲法裁判所は、弾劾に相当するほどの事由には当たらないとして、棄却の判断をくださった。

八六

現行憲法はこれまでの憲法のうち、もっとも長い無改正の年月を経ているが、議院内閣制の採択、副大統領職の設置、大統領と国会議員の同一任期制(国会の任期は4年)、大統領の再選の可能性などをめぐり、改正論議が浮上している。

北朝鮮＝朝鮮民主主義人民共和国 (North Korea = Democratic People's Republic of Korea)

面積 121	国内総生産
人口 22.8	一人当たり GDP
独立年月 1948年9月	人間開発指数

1 略史 1945年8月8日、ソ連は日ソ中立条約を無視して対日宣戦布告を発し、同月20日、北部朝鮮を占領、管理下においた。47年11月、第3次北朝鮮人民代表会議で臨時憲法制定委員会が発足、翌48年9月8日には、第1次最高人民会議において、『朝鮮民主主義人民共和国憲法』が採択された。そして翌9月9日、朝鮮民主主義人民共和国が成立した。

2 過去の憲法 『朝鮮民主主義人民共和国憲法』(1948年)。この憲法では、実際に管理下でない南側のソウル市を首都に定め、また旧日本国家および日本人または親日分子のいっさいの所有を没収し、国家の所有とするなどの規定がおかれていた。同憲法は、54年4月、54年10月、55年、56年、62年に改正。

『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』(1972年)。この憲法では、マルクス・レーニン主義を創造的に適用した主体思想が国家の活動方針としていた。

『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』(1992年)。この憲法では、マルクス・レーニン主義の用語が削除された。

3 現行憲法の成立経緯 金日成・国家主席の死去から3年の服喪期間を終えた97年10月、金正日が総書記に就任。98年5月、最高人民会議第10期第1次会议で現行憲法にあたる『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』(前文と7章166条)が採択された。

4 現行憲法の概要 まず第一に、現行憲法の最大の特異性は、前文における金日成の讃辞にある。いわく「朝鮮民主主義人民共和国は、偉大な指導者・金日成同志の思想と指導を具現化している主体(チュチュエ)思想の社会主義祖国である。」(1段)、「偉大な指導者・金日成同志は、朝鮮民主主義人民共和国および社会主義朝鮮の創始者である。」(2段)、「偉大な指導者・金日成同志は、民族の太

陽であり、祖国統一の救いの星である。」(7段)、「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法は、偉大な指導者・金日成同志の主体的な国家建設思想と国家建設業績を法的に具現化した金日成憲法である。」(15段)。こうして前文は、金日成をたたえる賛美の言葉で埋め尽くされている。とくに現行憲法を「金日成憲法」と位置づけているが、自国の憲法に個人名を冠している例は、ほかにはない。

なお金日成に敬意を表し、国家主席制が廃止された。「国家主席」は、金日成のみに捧げられた永遠の称号とされたのである。

第二に、共和国のよりどころを「主体(チュチュエ)思想」に求めている。上記前文にも記載されているが、2条は、さらに次のように定めている。「朝鮮民主主義人民共和国は、人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想である主体(チュチュエ)思想をその活動の基本方針とする。」主体思想では、本来、「人民大衆の自主性」を尊重されるべきはずであるが、人間が主体的に生活するには賢明な指導者が必要とされ、かつては金日成、現在では金正日の個人崇拜を正当化する思想的基盤になっている。

第三に、同国を揺るぎなき社会主義国家にするためのさまざまな規定が配されている。「全人民の政治的・思想的統一に依拠し」(10条)、「階級路線を堅持し、人民民主主義独裁を強化し」(12条)、「すべての人間を社会主義、共産主義建設者に作りあげ」(40条)、「次の世代を共産主義的な新しい人間に育てる」(43条)、「軍隊および人民を政治思想的に武装させ」(60条)、「一人はみんなのために、みんなは一人のためにという集団主義にもとづく。」(63条)といった諸規定である。そしてそのためには、朝鮮労働党がすべての活動を指導する(11条)。

その一方で、個人副業経営(24条)、独立採算性(33条)など新規な規定もみられる。

第四に、南北の統一については、同国こそが「全朝鮮人民の利益を代表する」(1条)と宣明するとともに、「北半部において人民政権を強化し、思想・技術・文化の三大革命を力強く繰り広げ、社会主義の完全な勝利をなし遂げ、自主・平和統一・民族大団結の原則から祖国統一のために戦う。」(9条)ことをうたっている。

八四

日本国民の拉致を認め、国際社会から孤立しつつあるなかで、核兵器の保有を宣告している同国が、今後どのような政治体制をとり、外交政策を展開していくのか、注目されている。

マレーシア (Malaysia)

面積 330	国内総生産 103,161
人口 24.9	一人当たり GDP 4,164
独立年月 1957年8月	人間開発指数 0.793 (59位)

1 略史 1945年8月の日本国敗戦後、イギリスの植民地化が復活し、46年4月、「マラヤ連合」が発足した。しかし、マレー系住民を中心に独立運動が展開、48年2月には、「マラヤ連邦」が結成され、自治領としての地位を得た。そして57年8月31日、ついに英連邦内で独立を達成した（この日を独立記念日〈ムルデカ・デー〉としている）。63年9月16日には、シンガポール、英領サラワクとサバが加わり、連邦国家「マレーシア」が成立した（この日を〈マレーシア・デー〉と呼んでいる）。しかしながら、65年8月、中国系民族を主体とするシンガポール州政府が、連邦から分離独立した。

2 過去の憲法 現行憲法は、1957年8月23日に制定され、同月31日の独立時に施行された『マラヤ連邦憲法』を原型とする。

3 現行憲法の成立経緯 上記『マラヤ連邦憲法』の原案は、イギリスの枢密院判事ライド卿を長とし、イギリス、オーストラリア、インドおよびパキスタンの憲法学者からなる委員会で作成され、イギリス政府、スルタン会議、マラヤ連邦政府によって任命されたワーキング・グループで検討された結果、57年8月31日の独立と同時に、施行された（全文は14部181か条、前文なし）。それゆえ同憲法は、ムルデカ憲法と称されている。その後、63年9月16日に「マレーシア連邦」が発足したが、新しい憲法を作成することなく、57年憲法の一部修正にとどまった。全体として、イギリスの憲法体制を成典化したものであり、インド憲法が下地になっている。

4 現行憲法の概要 現行憲法は、64年、65年、66年、68年、71年、73年、85年、88年、92年、93年、94年、95年など頻繁に改正されている。

以下の特色を指摘することができる。

第一に、多数民族であるが、経済的に劣勢だったマレー系住民に各種の保護と特権を与えている（プミプトラ〈土地っ子〉政策）。マレーシアにおける現在の人種構成は、マレー系（約65.5%）、中国系（約25.6%）、インド系（約7.5%）、その他（約1.3%）となっている。しかし、中国系住民が経済的に優位に立っていたことから、マレー語を国語とすること（152条）、マレー系住民（およびサバ州、サラワク州の原住民）に公務員の地位、教育および訓練などにおいて優先的に取り扱うことなどを明記している（153条）。71年には、69年5月13日に中国系住民とマレー系住民とのあいだに発生した暴動（5月13日事件）にかんがみ、マレー系住民に対して保護された身分、特権などに関する事項を「敏感な問題」（sensitive issues）として設定し、疑義を呈してはならないとする憲法改正がなされた（10条4項）。

第二に、独特の君主制をとっていることである。Yang di-Pertuan Agong と称される連邦の最高元首がおかれており、9州の州王会議によって、5年を任期として選出される。マレーシアは、13州からなるが、そのうち9州に世襲制の州王が存在する。形式的にはこれらの州王によって選出されることになっているものの、実際には各州の州王が、輪番制で最高元首の職に就任する。このように、現国王から次国王へ血のつながりという形の継承はないが、世襲たる州王が継承していくので、君主制に分類されている。最高元首は、国教たるイスラム教の長であり（34条）、上院議員69人中40人の任命権を有し、国家緊急事態を宣言する権限などを有する（150条。これまで国家緊急事態が宣言された事例は3例4件ある）。

行政権は、最高元首に属する（39条）。こうして国家元首には憲法規定上、大きな権能が与えられているが、最高元首は、その職務を遂行するにあたり、内閣総理大臣を中心とする内閣の助言に従う（40条）。内閣は、国会に対して連帯責任を負う（43条）。それゆえ、実質的には内閣が行政権を掌握しており、イギリス型の議院内閣制を採用している。なお93年には、ある州王の傷害事件を契機に、最高元首および州王の免責特権を制約するための憲法改正がおこなわれた。

第三に、イスラム教に関しては、これを国教とし（3条、ただし他の宗教を信じる自由も保障されている）、イスラム教信者を裁くイスラム法廷は、最高裁判所を頂点とする普通司法裁判所とは別の体系に位置づけられている。

フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)

面積 300	国内総生産 80,574
人口 81.4	一人当たり GDP 989
独立年月 1946年7月	人間開発指数 0.753 (83位)

1 略史 フィリピンは、1571年以來、スペインの統治下におかれていたが、1898年12月、アメリカとスペインとのあいだでなされた戦争の結果、スペインからアメリカへ割譲された。1934年3月、タイディングズ・マクダフィー法(別名フィリピン独立法)がアメリカ議会を通過、フィリピンの独立が進められた。同年7月、202人の憲法制定議会議員が選出され、翌35年2月、アメリカのルーズベルト大統領の裁可を経て、同年5月、国民投票により、フィリピン国民の承認を得た。同憲法は、日本国の占領が開始された42年に中断、43年9月には、20人からなる憲法制定会議による第2共和制憲法が作成された。しかし45年2月、マッカーサー元帥がフィリピンに帰還したことともない、35年憲法が復活した。65年に大統領へ就任したマルコスは、「新フィリピン主義」をかかげて、憲法改正に着手、73年1月、新憲法が発表された。この憲法は、規定上、議院内閣制であったが、戒厳令下のもとにおける71年の改正(「戒厳令が解除されるまで現職大統領が立法権を行使する」など)、戒厳令解除後における81年の改正(大統領制への移行をもたらす基本的な変更)などにより、マルコスは、独裁色を強めていった。

2 過去の憲法 ①『第1共和国憲法』(1899年。通称マロロス憲法。1901年停止)。②『フィリピン・コモンウェルス憲法』(1935年。42年から45年まで中断、47年国民投票承認)。③『第2共和国憲法』(1943年、日本軍政下)。④『フィリピン共和国憲法』(1972年)。このうち35年憲法は、アメリカ憲法に範をとっている。

八 **3 現行憲法の成立経緯** 86年2月に実施された大統領選挙で、マルコスとアキノの両候補がともに勝利を宣言したが、アメリカ政府の介在により、マルコスの退陣が決定した。大統領の職についたアキノは、同年3月に暫定憲法を布告するとともに、翌々5月、44人からなる憲法制定会議議員を任命した。同会議は、同年10月に憲法草案を作成し、翌87年2月の国民投票において、『フィリピン共

和国憲法』(前文と18条、ただし節が多い)が76.4%の圧倒的多数により、承認された。

4 現行憲法の概要 第一の特色として、大統領制を採用するとともに、マルコス時代の教訓をふまえ、いくつもの制約を課していることがあげられる。すなわち、大統領は国民投票によって選出され、任期は6年であるが、再選は認められない(7条4節)。また大統領は、非常時に際して、人身保護令状を停止したり、戒厳令を布告することができるが、これらについては期限が付されており、国会が両院合同会で総議員の過半数の議決により、当該措置を取り消す決定をすれば、大統領はこの議決に拘束される。そして国民からの異議があれば、最高裁判所の審査にゆだねられる(同条18節)。さらに大統領の配偶者および四親等内の親族を閣僚、オンブズマンの職につけてはならないこと(同条13節)、政治的王朝化の禁止条項(2条26節)などが設けられている。なお再選禁止との関連で、上院議員(24人、任期6年)は連続2期を超えて、下院議員(250人以内、任期3年)は連続3期を超えて、それぞれ在職できないことになっている(6条2節、4節、5節、7節)。

第二に、2条に「諸原則と国家政策の宣言」をおき、従来の「権利章典」に加えて、完全雇用・生活水準の向上、母胎・胎児の生命保護、愛国主義とナショナルリズムの育成、生態環境の保護・促進、村落の開発、固有の文化共同体、汚職と瀆職に対する効果的措置などの諸政策を国家に義務づけている。また13条には「社会正義および人権」を、14条には「教育、科学技術、芸術およびスポーツ」を、そして15条には「家族」を設定し、人間の尊厳に最優先を与つつ、豊かな人間生活を営むためのさまざまな規定がほどこされている。

第三に、平和主義との関連で、35年憲法以来の「国家政策の手段としての戦争放棄」(2条2節)のほかに、非核政策の採用・追求(同条8節)、外国の軍事基地、外国軍の駐留の禁止条項(18条25節)が新設されている。ただし、政府は国民に対して、軍事的役務を要求することができる(同条4節)。

現行憲法については、03年3月、下院は上下両院合同会議による「憲法制定会議(Constituent Assembly)」を通じた憲法改正をおこなうむねの決議を圧倒的多数(134対13)で採択したのに対し、上院は「憲法制定国民会議(Constitutional Convention)」による憲法改正方法を支持した(14議員のうち8議員)。検討される項目としては、①統治形態の見直し(議院内閣制と一院制の導入)、②経済のナショナルリズム条項の見直し(外国資本誘致の促進のため)などがあげられている。